

サービス付き高齢者向け住宅登録申請 県福祉部局 書類審査のポイント

兵庫県 介護保険課

サービス付き高齢者向け住宅登録申請に関する県福祉部局の書類審査は、概ね以下の事項について確認を行いますので、申請者(事業者)におかれては、事前に申請内容を十分確認のうえ、添付書類を添えて、申請していただくようお願いいたします。

| 項目 | 確認事項 | チェック欄 | 添付書類 |
|--|---|-------|--------------------------------------|
| 市町福祉部局情報提供記録書 | (1)情報提供の内容 事業計画に対する市町の指示等を申請内容に反映していますか。 追加提出を求められた資料などを提供していますか。 | | |
| 【別紙】 6 サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭 | (1)高齢者生活支援サービス (2)家賃・共益費・敷金の概算額 (3)特定施設入居者生活介護事業 特定施設入居者生活介護の指定を受ける予定がないにも関わらず、介護保険適用のサービスを提供するものとしていませんか。 | | ・入居契約書 ・サービス提供契約書 後記の「別添4」欄を参照 |
| | 併設の居宅支援事業を行う施設やテナント(診療所等)と入居者が個別に契約し、提供を受けるサービスを、住宅が提供するものとしていませんか。 | | |
| | サービス提供の対価を、家賃(共益費)に含んだ契約としていませんか。 | | |
| | 複数のサービス提供の対価を1つのサービスの対価に含める場合、その旨を、「サービス提供契約書」及び別添4の備考欄に明示していますか。 | | |
| 8 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 | (1)平面図上の動線等 (2)事業所の番号 同一建物内に併設する高齢者居宅生活支援事業を行う施設やテナント(診療所等)の「動線」は、住宅部分と明確に分離されていますか。 廊下等の共用部分も含め、個人の「おうち」である住宅の中を通らないとそこに行けないものはプライバシー保護等の面で好ましくないため、外部からの出入口を別に設けてください。 | | ・住宅、併設施設(テナント等)、及び共用部を色分けした平面図 |

| 項目 | 確認事項 | チェック欄 | 添付書類 |
|------------------------------|--|-------|---|
| 【別添4】 1 状況把握及び生活相談サービスの内容 | (1)常駐する場所 (2)サービスを提供するために常駐する場所 (3)提供形態・方法 (4)サービス提供の対価 | | ・サービス提供契約書 (「参考とすべき入居契約書」を用いる場合は、別途作成は不要です。) ・業務委託契約書 委託によりサービスを提供する場合のみ |
| | 委託によりサービスを提供する場合は、委託先との間の「業務委託契約書」が正しく作成されていますか。 業務委託の対価や履行の方法が明示されていますか。 委託先が子会社等に再委託する場合はその旨が明示されるとともに、委託先が業務の履行が困難になった場合に備えた規定が設けられていますか。 | | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 |
| | サービスを提供するために常駐する者は「常勤換算後」の人数が記載されていますか。 その人員配置で、日中及び夜間のサービス提供体制が確保できますか。 常勤換算後の人数は、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成し、算出してください。 | | |
| | 夜間にサービスを提供する者が常駐し、緊急通報サービスも併用する場合の常駐場所と通報先は一致していますか。 緊急通報は、少なくとも常駐場所やスタッフのPHS等に確実に届くようにしてください。 | | |

| 項目 | | 確認事項 | チェック欄 | 添付書類 |
|----------------------------|--|--|-------|--|
| 2 食事の提供 サービスの内容 | (1)食事提供を行う場所 (2)提供形態・方法 (3)サービス提供の対価 | 「サービス提供契約書」が正しく作成されていますか。 利用料金、提供場所・時間帯、キャンセル方法、代金の支払方法、委託による場合は委託業者名が明示されていますか。 | | ・サービス提供契約書 ・業務委託契約書 委託によりサービスを提供する場合のみ |
| | | 委託によりサービスを提供する場合は、委託先との間の「業務委託契約書」が正しく作成されていますか。 業務委託の対価や履行の方法が明示されていますか。 委託先が子会社等に再委託する場合はその旨が明示されるとともに、委託先が業務の履行が困難になった場合に備えた規定が設けられていますか。 | | |
| 3 入浴、排せつ、 食事等の介護サービスの内容 | (1)提供形態・方法 (2)サービス提供の対価 | 特定施設入居者生活介護の指定を受ける予定がないにも関わらず、介護保険適用のサービスを提供するものとしていませんか。 自ら提供、委託を問わず提供することはできません。 | | ・サービス提供契約書 ・業務委託契約書 委託によりサービスを提供する場合のみ |
| 4 調理、洗濯、清掃等の家事サービスの内容 | | 併設の居宅支援事業を行う施設やテナント(診療所等)と入居者が個別に契約し、提供を受けるサービスを、住宅が提供するものとしていませんか。 自ら提供、委託を問わず住宅で提供すると標榜できません。 | | |
| 5 健康管理サービスの内容 | | 「サービス提供契約書」が正しく作成されていますか。 利用料金、提供場所・時間帯、キャンセル方法、代金の支払方法、委託による場合は委託業者名が明示されていますか。 | | |
| 6 その他のサービスの内容 | | サービスの対価は、利用実態にみあった適正な設定となっていますか。 複数のサービス提供の対価を1つのサービスの対価に含める場合、その旨を、「サービス提供契約書」及び別添4の備考欄に明示していますか。 | | |